

ル態度ヲ持シタルが本月八日所轄水上署員ノ斡旋ニヨリ別注
(三)ノ如ク半議費用ヲ交付シタル上世覺書ヲ交換シ田滿詳味
セリ

右及申(通)報候也

別記(一) 要水書

一 仕込金ハ従前ノ通トスル
二 雑船ノ場合ハ救助スルコト
三 祝儀不幸ノ時ハ御祝並ニ見舞金ヲ船夫ニ與シルコト
四 負傷病氣ノ場合ハ手当シスルコト
五 盆ト暮トニハ仕込以外ニ前借スルコト
右要水ス

昭和四年十二月六日

平野屋回漕店船夫半議因

平野屋回漕店主熊谷好衛殿

別記二

東京市民に告ぐ

通報

日本橋日本橋本町一製菓本社横に面し金物高を經營し數百カノ富田有
する熊谷好衛は従来仕込金(吉田幸舟)船夫の生活保護を以て務めたやうと
十二月四日より此後仕込金は切實出せずと冷遇を横暴なる船主は(西)
主食ハミカ出来たので従前通りして水と交渉せし此後一航回大船七丹
小船五系より貸出たなりと聲明したるを我輩は批判するに仕事のないときにも
を食はずに居ル金はびた一文も代りたないといふ云々ありあつた平野屋船主は
それゆゑにやがた船のうかがひはか智威した暴戻なる対応に對して主洲橋に船を
つなぐスとライキにたつたのやうな事

親愛なる市民諸君よ

平野屋回漕店能好衛は船夫が今日迄控り取つた巨の金は米色工場
を又九州山山のプロローカに後此一代に使ひきれないであらう、我輩は
平野屋船主は不幸があらうと知らん顔の半議金(半議)が抑さるを怖つて居るが船の如
き船主は熊谷好衛屋が日常に近親金の暴君あり益も戻もたない行方
仕込金散圓の宜否を要した船夫は十二月五日正分に要水書を提出した

要水書

仕込金ハ従前ノ通トスルコトニ船船ノ場合ハ救助スルコト
祝儀不幸ノ時ハ御祝並ニ見舞金ヲ船夫ニ與シルコト
負傷病氣ノ場合ハ手当シスルコト
盆ト暮トニハ仕込以外ニ前借スルコト
船主口土物商人の死傷保護法を
向船夫等商人の死傷保護法を
十一月一日日本橋主洲橋下にて